

耐震改修などをした住宅の 固定資産税を減額します

改修後3か月以内に申告書を提出してください。申請に必要な書類などは、市のホームページをご覧ください。お問い合わせください。

耐震改修をした住宅

令和4年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

▽対象

- ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ・併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上
- ・耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅

※減額対象床面積：1戸当たり120平方メートル相当分まで

※耐震改修特例の適用は1回限り

省エネ改修をした住宅

令和4年3月31日までに一定の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

- ・平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅
- ・窓の断熱改修工事(必須)
- ・床、天井か壁の断熱改修工事

※住宅床面積が、50平方メートル以上280平方メートル以下

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※改修後の住宅の床面積が50平方メートル以上

方メートル以上

※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている期間は適用を受けることができません(バリアフリー改修特例の適用は同時に受けることができます)。

※省エネ改修特例の適用は1回限り

バリアフリー改修をした住宅

令和4年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

- ・バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅
- ・新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)

併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

次のいずれかの方が居住する既存の住宅

- ・65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)
- ・要介護認定か要支援認定を受けている方
- ・障がいのある方

※住宅床面積が、50平方メートル以上280平方メートル以下

※新築住宅特例、耐震改修特例を受けている場合は適用を受けることができません(省エネ改修特例の適用は同時に受

交通事故などに遭ったときは必ず届出してください



交通事故や傷害事件など、第三者行為による治療のために医療機関を受診する場合、原則加害者とその損害を負担します。健康保険証は使用できません(必要書類の提出を条件に、

申請により使用を許可する場合があります)。

健康保険証の使用を希望する方は、必ず加入している健康保険へ連絡し、健康保険証の使用許可を得てください。その際に提出が必要な書類を案内しますので、後日必ず提出してください。健康保険は、加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替え、提出された必要書類に基づいて加害者もしくはは保険会社へ請求します。

※仕事中や通勤途中での負傷は、健康保険証を使うことはできません。

※第三者行為によって介護保険を利用する場合も届出が必要です。

※必要書類を提出しない場合や加害者と不利な示談などをした場合、健康保険証が使えなくなる場合があります。

▽問合せ 国民健康保険：保険年金課 国民健康保険係

後期高齢者医療制度：保険年金課 後期高齢者医療係

介護保険：高齢者支援課 介護保険係

「浸水への備え」を お願いします

東京都下水道局では、雨期に向かう6月を「浸水対策強化月間」と定め、浸水の備えをお願いしています。排水管に雨水が流れ込むと、道路上のマンホールや宅内の汚水ますなどから汚水があふれ出ることがあります。で、宅地内や道路に溜まった雨水を流すために、汚水ますやマンホールのふたを開けることはやめましょう。汚水ますに雨水を流さないでください。詳しくは、「東京都下水道局ホームページ」で浸水対策をご覧ください。また、「東京アメッシュ」では降雨情報を提供しています。

東京都下水道局 東京アメッシュ



のでご利用ください。

梅雨を前に危険な がけや家のまわりの 再点検

梅雨や台風の時節は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。特に、危ないがけや不完全なよう壁で覆われている場所にある家や土地は、大

あきる野市消防団協力 事業所表示制度

この制度は、市の消防団活動に協力していただいている事業所に対し「消防団協力事業所表示証」を交付するものです。

▽申請方法

「あきる野市消防団協力事業所認定申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

▽認定基準

- ・次のいずれかに該当する事業所
- ・2人以上の従業員が消防団に入団している
- ・従業員の消防団活動について、積極的に配慮している
- ・災害時などに資機材を消防団に提供する等、消防団活動に協力している など

▽その他

認定期間内に限り、表示証を事業所に表示することができます。

※バリアフリー改修特例の適用は1回限り

▽問合せ 課税課家屋資産税係

あきる野市消防団協力事業所一覧表 6月1日現在

事業所名	住所
鈴木建築	五日市560
株式会社ワラ技建	三内259
秋川農業協同組合本店	秋川3-1-1
秋川農業協同組合東秋留支店	二宮2305
秋川農業協同組合多西支店	草花3076
秋川農業協同組合増戸支店	伊奈859-1
秋川農業協同組合五日市支店	五日市18
㈲アキオートサービス	小川東1-24-4
㈱高木造園	小川東1-22-4
松村ダスト有限公司	館谷251-1

秋川消防署 秋留台出張所の建替、 仮庁舎の設置

「東京消防庁秋川消防署秋留台出張所」は老朽化により、現在の場所での建替えを行います。建替えを行う間は、平沢市営住宅跡地へ仮庁舎を建て業務を行います。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽工事スケジュール(予定)

- ・仮庁舎の建設・運用・解体：令和4年度末(令和7年度)
- ・秋留台出張所の建替工事：令和4年度末(令和7年度)

▽仮庁舎用地

・所在：平沢433-1

・規模：車庫棟、事務棟(2階建)

・総延床面積：600平方メートル

・車両：3台(消防車2台、救急車1台)

▽問合せ

地域防災課防災係

交通事故など第三者から受けたけがや病気は、加入の健康保険へ届出しましょう！

襖、障子、壁紙貼替、力テン、ジュータ、掛軸、額装、施工

星川表具店

瀬戸岡店 ☎(042) - 532-2360
雨間店 ☎(042) - 558-6652
青梅店 ☎(0428) - 76-2781

お部屋スッキリ! 買取り

※少量の場合はすぐにできます。大量の場合は前もってご相談ください。前もって買取物を入り口に出しといて頂けると助かります。

地元で半世紀営業しております! お店にも是非ご来店ください!

丸信リサイクルショップ

国立市西 1-18-22
☎042-575-0020 古物商許可証 30887954859

振袖&フォト 着物専門店

熟練のきものスタッフやプロの美容スタッフによる洗練された技術でトータルサポート

ベベノジマ

あきる野市引田432
☎0120-65-0082